

遺言書

(前文自筆)

遺言者山田太郎は次のとおり遺言する。

1 妻山田花子（昭和24年1月2日生）に以下の財産を相続させる。

1 所在 兵庫県神戸市中央区〇〇1丁目

地番 2番3

地目 宅地

地積 232.10㎡

2 所在 兵庫県神戸市中央区〇〇1丁目2番地3

家屋番号 123

種類 居宅

構造 木造2階建

床面積 1階88.8㎡

2階55.5㎡

2 長男山田次郎（昭和50年4月30日生）に以下の財産を相続させる。

〇〇銀行 神戸支店 普通預金 口座番号234567

但し、妻山田花子と同居し老後の面倒をみることを条件とする。

同居をしない場合はこの遺言は無効とする。

但し書きは、なにか条件を付けたい時にかきます。何もなければ書かなくていいです

3 長女佐藤花子（昭和52年9月10日生）に以下の財産を相続させる。

株式会社〇〇の株式のすべて（〇〇証券〇〇支店に預託）

4 上記以外の財産については、孫山田三郎（平成20年4月12日生）に

遺贈する。

5 付言事項

私もいつどうなるかわからないので一筆書きました。

いい家族に恵まれて良い人生だった。

6 この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住所 兵庫県神戸市中央区〇〇〇丁目〇番〇号

行政書士 〇〇〇〇

令和〇年〇月〇〇日

兵庫県神戸市中央区〇〇1丁目2番3号

遺言者 山田太郎（昭和20年6月3日生）

印